

## 平成25年度 第1回利益相反マネジメント委員会 議事要旨

1. 日 時 平成25年9月10日（火）10:00～11:30
2. 場 所 大学本部棟2階 第一研修室
3. 出 席 仲座栄三委員長（副学長）、西川泉副委員長（副学長・理事）、多和田眞吉委員（産学官連携推進機構）、星野英一委員（法文学部）、成富研二委員（医学部）、井上章二委員（農学部）、山崎秀雄委員（理学部）、矢崎雅之委員（総務部長）、久保田光昭委員（法務研究科）、植田真一郎委員（医学研究科）  
欠 席 小田切忠人委員（教育学部）、堤純一郎委員（工学部）、野田潔委員（学術国際部長）渡部久実委員（熱帯生物圏研究センター）  
陪 席 湧川均（人事課長代理）、我那覇生治（地域連携推進課長）、許田正勝（地域連携推進課長代理）、伊波俊雄（医学部総務課研究協力係長）、奥間奈美（医学部総務課事務補佐員）、石川典子（地域連携推進課事務補佐員）

※審議に先立ち、今年度第1回目の委員会ということで、委員の自己紹介が行われた。続いて、配布資料の確認が行われ、仲座委員長より前回委員会の議事要旨について確認があり、議事に対して意見・訂正等があれば、後ほど地域連携推進課へ連絡するよう発言があった。

### 4. 報告事項

#### （1）平成25年度利益相反定期自己申告の提出状況について

今年度の定期申告の提出状況について、我那覇地域連携推進課長より資料（報告1）に基づき次のとおり説明があった。

この利益相反マネジメントの自己申告については、平成21年度から開始しており、今年で5回目である。今年度の対象者は1061名、提出数は1034名、提出率は97.5%となった。基本的には殆ど昨年を上回ったが、法務研究科だけは93.8%と前回は下回った。ちなみに過去の提出率は、平成21年度74.9%、平成22年度72.6%、平成23年度75.7%、平成24年度93.6%、今年が97.5%と確実に数字は上がっているが、利益相反マネジメント規程で自己申告書により委員会に申告することが義務付けられていることから、今後の課題として提出率を100%まで上げないといけない。

このことについて、以下のような意見が挙げられた。

・自己申告書の対象者にみなし教員も含まれているのか。当然、みなし教員は本務（弁護士活動）から多くの収入を得ているが、本務の部分については申請しなくていいことになっていたか。（久保田委員）

→同じ常勤職員ですので対象者に含まれている。本務の部分に関しては引き続き慎重に検討していきたい。（湧川人事課長代理）

・2回督促したが約30名回答なしということは長期出張者も含まれているのか。（仲座委員長）

→基本的には長期出張・休職中の方は外している。以前は産学連携活動等が無いということで提出していない方もいた。今回もそういう可能性もある。（我那覇課長）

## （2）平成25年度臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について

臨床研究に係る利益相反マネジメントの実施状況について、植田委員より資料（報告2）に基づき、次のとおり報告があった。

臨床研究倫理審査委員会、治験、ヒトゲノム、疫学等の研究に応じて利益相反状況の申告があるが、これは定期の自己申告とは別に、研究に関しても申告を義務付けているものである。それに関しては特に問題は認められなかった。

このことについて、以下のような質疑・応答があった。

・これはワーキンググループ等があってそこで検討・報告されているのか。（仲座委員長）  
→研究の申請時に必ず私が見ている。

最近、医学系ジャーナル等の情報によると利益相反の申告内容が少し変わってきた。いままでは百万以上とかある額を基準にしていたが、医学部の場合は製薬会社等に対し金額の多少に関係なく申告する傾向になってきた。（植田委員）

→次回以降、最近の動向を踏まえ規程を変えていくかワーキンググループ等で話しあっていただきたい。（仲座委員長）

## 5. 審議事項

### （1）平成25年度 利益相反定期自己申告に対する利益相反ワーキンググループの調査報告について

今年度の定期自己申告の審査について、我那覇課長より資料（議題1）に基づき次のとおり説明があった。

①この一覧は「平成24年度及び25年度中に産学連携活動等を行った又は行う予定がある」と回答した346名のうち「利益相反マネジメントの対象事項及び基準」に該当した58名の申告内容である。この中から利益相反の可能性があると思われる者をヒアリング対象者として選出する。

②ワーキンググループがヒアリング対象者を数名あげており、これについてはワーキング主査の方から報告をした上で、予定者をヒアリング対象とするのか、またそれ以外にもヒアリングの対象にした方がいいのか議論していただきたい。

続いて、多和田委員より資料（議題1）の読み上げがあり、58名の対象者について、一覧により確認・審議した結果、下記の対象者A・Bの2名についてはヒアリングを行い、申告者Aについてはアドバイザーの役割について確認、申告者B・Cについては兼業申請を提出していただきワーキンググループで確認するというので、了承された。

○対象者 A

理由：①同一企業等から年間合計100万円を超える収入があることについて。②企業等の経営への関与があると回答していますが、具体的な関与の内容について。また、「アドバイザー」の役割について。③配偶者並びに父母及び子に係る分について。また、どのような形で関与しているかについて確認が必要。

○対象者 B

理由：同一企業から講演謝金と寄附金を受けている。寄附金の受け入れが、何らかの便宜供与に対する見返りと捉えられるような関係があるか確認が必要。

○申告者 A

理由：アドバイザーの役割について確認が必要。純粋にアドバイスだけなのか主体的に事業と関わるなら少し問題。

○申告者 B

理由：役員就任があるのに兼業データに記録無しの状態。人事より兼業申請手続きするよう連絡済み。まだ申請がないため保留中。

○申告者 C

理由：本人から兼業申請が出て来ており、人事課にて手続き中。手続き終了後ワーキンググループで検討。現在保留中。

また審査に関連して、以下のような質疑・応答があった。

・兼業における「無報酬」は責任が伴っていない。対価を払い税金も払うべき。タダ働きはよくない。（仲座委員長）

→規程等の整備が必要になってくる。例えば公共団体は無報酬、一般財団法人は最低兼業賃金などを定めるとか。

→または、精神論として片付けるのか事務と話し合っただけでいい。

・約30名の未提出について無作為に5名程ヒアリングをしてみてもいい。（仲座委員長）

→2回目の督促については未提出者リストをそえて当該学部長へ通知をしていることから学部長が責任をもってやっているのだから、それでも提出しない方へのヒアリングは自己責任とみなし行わなくていいのでは。

→メールだけでは対象者が見てない可能性もある。学部長が本人へ通達したか否か確認の必要がある。提出しない場合は理由書の提出を求めるなど。

→未提出者に対する問題は、議論を深める必要がある。次回以降に検討したい。

以上